

町長メッセージ「町民の皆様へ」 ～安心・安全のまちづくりを目指して～



湯浅町長
上山 章善

先日、湯浅町が醍醐寺金堂の移築記念日条例を制定したことを機に、醍醐寺の仲田座主からご招待があり、「観桜会（醍醐の花見）」に出席してまいりました。桜は、八分咲きでしたが「花の醍醐」といわれるように、醍醐寺は桜の花で有名で、太閤豊臣秀吉が贅を尽くした「醍醐の花見」を、ここ醍醐寺で行なったことによるとされています。

湯浅町は、醍醐寺金堂のように、かつて湯浅の地に非常に質の高い文化が存在したことなど、伝建地区をはじめとする建造物以外にも素晴らしい歴史文化を有し、住民であることに誇りを持てる郷土であるといえます。今後、町民の皆様と醍醐寺周辺の住民の方々の間で、様々な交流が行われていくこととなりますが、そのきっかけとして、湯浅の持つ歴史が関係しているという事実と深い感銘を覚えたい。

今回、湯浅町の特長を活かしたまちづくりを進めるため、古くから伝わる祭りや行事など、その地域固有の風情・情緒・行まいといった良好な環境に育る歴史的風致を維持向上させるための計画策定に取り組むこととしました。この計画を策定することで、各種事業に対して重点的な財政支援を受けることができることに加え、国から計画の認定を受けることにより地域ブランド力の向上につながることもとなります。また、今年は、これからの湯浅町がどうあるべきかを定める計画を複数策定する重要な年となります。新しい庁舎での業務開始とあいまって、「湯浅創生元年」として、地についたまちづくりの計画を町民のみならず共に考えたいと思っています。そのほかにも、秋には、皆様ご存知のとおり本町が軟式野球とスポーツ吹矢の会場となる紀の国わかやま国体が開催されます。また、5年に一度の国勢調査も行われることとなっています。たくさんの人々が集う一大イベントに向けて国体推進室を設置し、着々と準備を進めてきたほか、国勢調査においても、5月1日に湯浅町実施本部を立ち上げるなど円滑に運営できるように体制づくりを行ってきました。湯浅町にとって大きな出来事がたくさんある年でありますが、職員みんなで力を合わせ、実り多い年となるよう取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

湯浅町特設人権相談所

「人権擁護委員の日」にちなんで、次のとおり特設人権相談所を開設します。

■日時 6月1日(月) 10時～16時

■場所 役場庁舎1階 人権相談特設会場

■当日は、電話での相談も受け付けています。

☎ 63-2525 (内線 520)

※相談は無料で秘密は守られます。人権擁護委員が相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

人権擁護委員制度をご存知ですか？

住民環境課 人権推進室 電話 64-1126

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、

この日を中心として皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

湯浅町には、湯浅町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員の方々がおられます。

- 増元 貞夫 (ますもと さだお)
- 金野 従子 (かねの よりこ)
- 星山 俊二 (ほしやま しゅんじ)
- 中尾 和代 (なかお かずよ)
- 藤本 嗣子 (ふじもと つぎこ) (新任) ※敬称略

なお、前任の西岡裕美氏が任期満了に伴う退任により、藤本嗣子氏が平成27年4月1日付けで法務大臣から委嘱されました。

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～